

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成30年6月19日（平成30年（行情）諮問第269号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第475号）

事件名：水俣病認定検討会に関する資料の保存期間の判断に関する記録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、本件請求文書1及び2につき、これに該当する文書を保有していないとして不開示とし、本件請求文書3につき、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件請求文書1及び2に該当する文書を保有していないとして不開示としたこと並びに本件対象文書を特定したことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月17日付け環境企発第1801173号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

- (1) 52年判断条件（昭和52年7月1日付け環境業第262号環境庁企画調整局環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」。以下同じ。）を策定するために設置された「水俣病認定検討会」に関する資料を保存、又は廃棄するのであれば、処分庁が不存在として不開示とした永久に保存されている資料名、廃棄された資料名等は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

#### (2) 納得できない諮問庁の「理由説明書」

総務省情報公開・個人情報保護審査会から届いた「理由説明書」（平成29年（行情）諮問第344号）において、諮問庁は文書保存期間に関する説明として、「当時の文書保存期間については、環境庁文書管理

規程施行細則別表第8において、その内容により、永久、20年、10年、5年、3年及び1年と区分されている」とあった。

当該説明は、審査請求人を納得させるだけの理由とはならなかった。

### (3) 環境省に行政文書の開示請求

そこで、審査請求人は、平成29年12月18日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に行政文書の開示請求を行った。

当該請求は、「総務省情報公開・個人情報保護審査会から届いた『理由説明書』（平成29年（行情）諮問第344号）において、環境大臣（諮問庁）は文書保存期間に関する説明として、『当時の文書保存期間については、環境庁文書管理規定施行細則別表第8において、その内容により、永久、20年、10年、5年、3年及び1年と区分されている』とあった。①『水俣病認定検討会』に関しての永久に保存されている資料名。②20年、10年等に区分されて廃棄された資料名。（「水俣病認定検討会」に関しての資料）③①と②の判断に関しての記録等。④③は誰の判断によるものなのか。⑤『水俣病認定検討会の設置について』は保存されていたのに、『水俣病認定検討会委員の選任に当たっての記録等』は保存されていなかった。当該行政文書が永久保存に至らなかった経緯の記録等。の開示を求める。」というものである。

### (4) 処分庁から「開示決定通知書」が届く

処分庁から、平成30年1月17日付け環企発第1801173号をもっての処分として、法9条1項の規定に基づき、「行政文書開示決定通知書」が届いた。

当該通知書は「不開示とした部分とその理由」があるとして、次のこととした。

①「水俣病認定検討会」に関しての永久に保存されている資料名。②20年、10年等に区分されて廃棄された資料名。（「水俣病認定検討会」に関しての資料）③①と②に関しての判断に関しての記録等。④③は誰の判断によるものなのか。については、作成・取得しておらず不存在のため不開示とします。

### (5) 審査請求人の意見として

特定訴訟に関する特定高等裁判所において、被控訴人特定県知事らは52年判断条件に関して、「52年判断条件は、症候群的な診断をせざるを得ない水俣病の診断において、医学的に裏付けられた、最も適合しているものである上、我が国における救済制度全体の前提となっており、正当なものである。」（特定高等裁判所特定事件番号判決文特定頁）と主張した。

そこで、審査請求人の意見を述べたい。

我が国における救済制度全体の前提になるほど重要なのが、52年判

断条件であるのであれば、当該条件を策定するために設置された「水俣病認定検討会」に関する資料を保存、又は廃棄するのであれば、処分庁が不存在として不開示とした請求文書③、④及び⑤に関する行政文書は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

#### (6) 結論

特定訴訟に関する最高裁判決が特定年月日に言い渡されたので、この日を忘れないでほしいという思いから、審査請求人は、平成30年4月16日付けで、諮問庁に対して審査請求をすることにした。

#### (7) 最後に

「水俣病認定検討会」に関する資料において、保存すべきものを廃棄した可能性も考えられることから、審査請求人は審査請求をすることにしたのである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

- (1) 審査請求人は、別紙の1に掲げる各文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成29年12月19日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成30年1月17日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成30年4月16日付けで、諮問庁に対して、原処分のうち本件請求文書に関する部分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

請求文書①ないし④については、作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示とした。請求文書⑤については、「環境庁文書管理規程」（本件対象文書1）、「文書管理規程別表第1～第7 専決事項」（本件対象文書2）、「別表第8 文書保存類別基準表」（本件対象文書3）、「環境庁文書管理規程施行細則」（本件対象文書4）を特定し開示した。

#### 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人が請求する請求文書③及び④については、環境庁文書管理規程（昭和49年環境庁訓令第12号。以下「文書管理規程」という。）に基づく作成すべき文書に当たらない。

審査請求人が請求する請求文書⑤については、先に開示したとおり、文書管理規程別表第8 文書保存類別基準表、第1類に属する文書（永久保存）において、「水俣病認定検討会委員の選任に当たっての記録等」が該当する項目はなく、40年以上経た現時点では請求対象文書の存否は確認し得ないところ、いずれにしても審査請求人が言及する「保存すべきものを廃棄した」という指摘は当たらない。

また、念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁において環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが該当する文書の存在は認められなかった。

#### 4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月21日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる各文書の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書⑤（本件請求文書3）については、別紙の3に掲げる各文書（本件対象文書）を特定して開示するとし、請求文書③及び④（本件請求文書1及び2）については、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分のうち本件請求文書に関する部分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持するのが相当であるとしていることから、以下、本件請求文書1及び2に該当する文書の保有の有無並びに本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件請求文書1及び2に該当する文書の保有の有無について

###### (1) 本件請求文書1（別紙の2①）について

ア 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書1に該当する文書については、作成・取得しておらず、不存在のため不開示とした旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書1について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

- (ア) 当時の文書の保存期間については、文書管理規程に定める関係規定等を根拠として判断しており、本件請求文書1に該当する文書は作成、取得していない。
- (イ) この点、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）4条の趣旨に照らしても、文書の作成を要する事項には該当しないものと考えている。
- (ウ) したがって、環境省において本件請求文書1に該当する文書は保有していない。
- イ 当審査会において、諮問庁から文書管理規程の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおりであることが認められ、環境省において、本件請求文書1に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを否定するに足りる事情はない。また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3の探索の範囲も不十分とはいえない。
- ウ 以上より、環境省において本件請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。
- (2) 本件請求文書2（別紙の2②）について
- ア 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書2に該当する文書については、作成・取得しておらず、不存在のため不開示とした旨説明する。
- 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書2について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。
- (ア) 当時の文書の保存については、文書管理規程において、別表第8に掲げる文書保存類別基準表に定める保存期間を経過するまで、主管課において保存する旨定められており、審査請求人がいう水俣病認定検討会に関する文書の保存についても、同基準表に定める保存期間により主管課が行うものであり、本件請求文書2に該当する文書は作成、取得されていない。
- (イ) この点、公文書管理法4条の趣旨に照らしても、文書の作成を要する事項には該当しないものと考えている。
- (ウ) したがって、環境省において本件請求文書2に該当する文書は保有していない。
- イ 当審査会において、諮問庁から文書管理規程の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおりであることが認められ、環境省において、本件請求文書2に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを否定するに足りる事情はない。また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3の探索の範囲も不十分とはいえない。

ウ 以上より、環境省において本件請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書3に該当する文書（本件対象文書）として、「環境庁文書管理規程」（本件対象文書1）、「文書管理規程別表第1～第7 専決事項」（本件対象文書2）、「別表第8 文書保存類別基準表」（本件対象文書3）及び「環境庁文書管理規程施行細則」（本件対象文書4）を特定した旨説明する。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、これは、環境庁（当時）の文書の管理について必要な事項を定めた規程等であり、文書の保存期間についても定められているところ、「別表第8 文書保存類別基準表」（本件対象文書3）では、審議会等の答申等の保存期間が5年とされている一方で、委員の任免に関する文書について明示的な記載はされていないことが認められる。

(3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 「別表第8 文書保存類別基準表」（本件対象文書3）には、委員の任免に関する文書について明示的な記載はされていないが、審議会等の答申等の保存期間が5年と定められていることからして、その保存期間は5年であったものと推認できる。

イ 上記アにおいて「5年」としたのは、環境省における行政文書の管理について必要な事項を定めた現行規則である「環境省行政文書管理規則」（平成23年環境省訓令第3号。以下「文書管理規則」という。）及び同規則に基づき特殊疾病対策室における行政文書の保存期間基準を定めた標準文書保存期間基準（以下、単に「標準文書保存期間基準」という。）の定めるところにより、委員の任免に関する文書については、審議会等の答申等と同様に10年とされているからである。

ウ 上記アのとおり、委員の任免に関する文書の保存期間は5年であったものと推認できるなど、文書管理規程に照らし、当該文書が永久保存に至らなかった経緯の記録等は作成すべき文書に当たらない。

(4) 当審査会において、諮問庁から文書管理規則及び標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(3)の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件請求文書3に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3の探索の範囲も不十分とはいえない。

(5) したがって、環境省において、本件対象文書の外に本件請求文書3に該当する文書を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件請求文書1及び2につき、これを保有していないとして不開示とし、本件請求文書3につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、環境省において、本件請求文書1及び2に該当する文書を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、また、本件対象文書の外に本件請求文書3の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 行政文書開示請求書に記載されている請求文書

総務省情報公開・個人情報保護審査会から届いた「理由説明書」（平成29年諮問（行情）諮問第344号）において、環境大臣（処分庁）は文書保存期間に関する説明として、「当時の文書保存期間については、環境庁文書管理規定施行細則別表第8において、その内容により、永久、20年、10年、5年、3年及び1年と区分されている」とあった。

- ① 「水俣病認定検討会」に関しての永久に保存されている資料名。（請求文書①）
- ② 20年、10年等に区分されて廃棄された資料名。（「水俣病認定検討会」に関しての資料）（請求文書②）
- ③ ①と②に関しての判断に関しての記録等。（請求文書③）
- ④ ③は誰の判断によるものなのか。（請求文書④）
- ⑤ 「水俣病認定検討会の設置について」は保存されていたのに、「水俣病認定検討会委員の選任に当たっての記録等」は保存されていなかった。当該行政文書が永久保存に至らなかった経緯の記録等。（請求文書⑤）

の開示を求める。

### 2 本件請求文書

- ① 上記1①と②に関しての判断に関しての記録等。（本件請求文書1）
- ② 上記①は誰の判断によるものなのか。（本件請求文書2）
- ③ 「水俣病認定検討会の設置について」は保存されていたのに、「水俣病認定検討会委員の選任に当たっての記録等」は保存されていなかった。当該行政文書が永久保存に至らなかった経緯の記録等。（本件請求文書3）

### 3 本件対象文書

- ① 環境庁文書管理規程（本件対象文書1）
- ② 文書管理規程別表第1～第7 専決事項（本件対象文書2）
- ③ 別表第8 文書保存類別基準表（本件対象文書3）
- ④ 環境庁文書管理規程施行細則（本件対象文書4）